

四日市市告示第 278 号

四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成事業実施要綱（昭和 55 年四日市市告示第 80 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の申請)</p> <p>第 4 条 対象者が助成を受けようとするときは、四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成認定申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>運転免許証等</u>の写し</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第 4 条 対象者が助成を受けようとするときは、四日市市重度身体障害者自動車燃料費用助成認定申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>運転免許証</u>の写し</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)